

平成25年度第1回 愛知県都市計画審議会

平成25年7月12日（金）午後2時56分

愛知県議会議事堂 5階 大会議室

【事務局（都市計画課課長補佐 鈴木利幸）】

定刻までにはまだ少し時間がございますが、委員の皆様、全員お集まりですので、始めさせていただきます。

ただいまから、平成25年度第1回愛知県都市計画審議会を開催いたします。

開会にあたりまして、事務局からお知らせがございます。

愛知県では、5月1日から9月30日までを「さわやかエコスタイルキャンペーン」実施期間とし、軽装・ノーネクタイの励行を進めております。したがって、本日の審議会におきましても、幹事及び事務局は、軽装・ノーネクタイで対応させていただいており、各委員の皆様にも御協力を呼びかけております。どうぞ御理解いただきますようお願いいたします。

次に、傍聴される方々をお願いいたします。

本日配付いたしました傍聴券の裏面に記載のように、会議の開催中は静粛に傍聴してくださいようお願い申し上げます。携帯電話は、電源を切るか、マナーモードにさせていただき、かばん等にしまってください。録画、録音等は禁止となっております。その他、会議の秩序を乱す行為、議事進行の妨げとなる行為はしないでください。

以上、注意事項を遵守して審議会を傍聴していただきますようお願いいたします。

それでは、会議に先立ちまして、会長から御挨拶をお願いいたします。

【会長（名古屋大学名誉教授 山田健太郎）】

会長の山田でございます。

本日は、平成25年度第1回愛知県都市計画審議会の開催にあたりまして、大変お忙しいところ、かつ、大変暑いところお集まりいただきましてありがとうございます。一言御挨拶申し上げたいと思います。

こちらの都市計画審議会に参加させていただく前に、数年間名古屋市の都市計画審議会の委員をやっておりました。そのときに話題になっていたことの1つが、都市の中に緑がどれぐらいの比率であるのかという緑被率でございます。名古屋市の大きな目標は25%ということでしたが、毎年1%なり2%なり減ってまいりまして、昨年だったと思いますけれども、ついに25%を切るというような状況になりました。

例えばの話ですけれども、緑被率が50%と緑にあふれたまちであったなら、気温はどうしようもないかもしれませんが、実際に体を感じる温度、あるいはコンクリート舗装やアスファルトが熱を持つ比率が随分違うのかなと、いつも残念なことをしてしまったなというようなことを思っております。

都市計画審議会では、いろんなルールに基づいて我々が審議をさせていただくんですけれども、大きな目を見たときに、将来、名古屋市なり愛知県なり都市をどうしていくかというような話も当然絡んでくるわけがございますので、折に触れ、そんなことで皆さんにお考えいただけたらありがたいかなというふうに思っております。

委員の皆様方には、議事が円滑に進行いたしますよう御協力をお願いいたします。よろしく
お願いいたします。

【事務局（都市計画課課長補佐 鈴木利幸）】

ありがとうございました。

次に、当審議会の委員の方々に異動がございましたので、御紹介申し上げます。

お手元に委員名簿を配付させていただいておりますので、併せて御覧ください。

市町村の長を代表して委員をお願いいたしました江南市長の堀元委員でございます。

【委員（江南市長 堀 元）】

よろしくをお願いいたします。

【事務局（都市計画課課長補佐 鈴木利幸）】

蟹江町長の横江淳一委員でございます。

【委員（蟹江町長 横江淳一）】

よろしくお願ひします。

【事務局（都市計画課課長補佐 鈴木利幸）】

県議会の議員として委員をお願いいたしました渡辺昇委員でございます。

【委員（愛知県議会議員 渡辺 昇）】

こんにちは。よろしくお願ひいたします。

【事務局（都市計画課課長補佐 鈴木利幸）】

近藤ひろひと委員でございます。

【委員（愛知県議会議員 近藤ひろひと）】

こんにちは。よろしくお願ひします。

【事務局（都市計画課課長補佐 鈴木利幸）】

中根義高委員でございます。

【委員（愛知県議会議員 中根義高）】

よろしく申し上げます。

【事務局（都市計画課課長補佐 鈴木利幸）】

安藤としき委員でございます。

【委員（愛知県議会議員 安藤としき）】

安藤です。よろしくお願ひいたします。

【事務局（都市計画課課長補佐 鈴木利幸）】

宮地美角委員でございます。

【委員（愛知県議会議員 宮地美角）】

よろしくお願ひいたします。

【事務局（都市計画課課長補佐 鈴木利幸）】

小島丈幸委員でございます。

【委員（愛知県議会議員 小島丈幸）】

よろしくお願ひいたします。

【事務局（都市計画課課長補佐 鈴木利幸）】

市町村議会の議長を代表して委員をお願いいたしました安城市議会議長の松浦満康委員でございます。

【委員（安城市議会議長 松浦満康）】

よろしく申し上げます。

【事務局（都市計画課課長補佐 鈴木利幸）】

幸田町議会議長の大嶽弘委員でございます。

【委員（幸田町議会議長 大嶽 弘）】

よろしく申し上げます。

【事務局（都市計画課課長補佐 鈴木利幸）】

以上でございます。

次に、幹事の異動につきまして、お手元に幹事一覧表を配付させていただきましたが、黄色で着色している者が本日出席しております幹事でございます。

御紹介申し上げます。

建設部長の平井雄二でございます。

【建設部長 平井雄二】

平井です。よろしくお願いいたします。

【事務局（都市計画課課長補佐 鈴木利幸）】

建設部次長の相場知己でございます。

【建設部次長 相場知己】

相場でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局（都市計画課課長補佐 鈴木利幸）】

建設部技監の川崎昭弘でございます。

【建設部技監 川崎昭弘】

川崎でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局（都市計画課課長補佐 鈴木利幸）】

都市計画課長の山口豊でございます。

【都市計画課長 山口 豊】

よろしくお願いいたします。

【事務局（都市計画課課長補佐 鈴木利幸）】

都市計画課主幹の山田和久でございます。

【都市計画課主幹 山田和久】

よろしくお願いいたします。

【事務局（都市計画課課長補佐 鈴木利幸）】

以上でございます。

それでは、建設部長より御挨拶を申し上げます。

【建設部長 平井雄二】

建設部長の平井でございます。

委員の皆様方には、日頃から本県の都市計画行政の推進につきまして、格別の御理解と御支援をいただきまして、この場をお借りして御礼申し上げます。誠にありがとうございます。

最近の私ども愛知県の都市計画につきましては、御案内のとおり、今まで土地のあり方、都市計画施設のあり方をいろいろ定めて参りましたが、最近は高齢社会になったことも、街が成熟してきたこともございまして、今までの計画、土地利用等を社会情勢の変化に合わせて変更するということが大きな流れでございます。

そんな中で、大規模道路、西知多道路を、今、新たに計画するという事で作業を進めてお

ります。これは東海市から常滑市に至る約19kmの4車線の自動車専用道路でございます。この道路は10km以上ということで、環境アセスメントも必要になり、この都市計画の手續と併せて環境影響評価調査専門部会を設置して、現在、審議していただいております。今までに8回の専門部会を開いておまして、その中で、山田会長におかれましては、専門部会の部会長を、また、後藤委員にも部会の委員をお願いしております。ありがとうございます。

こうした新しい道路、これだけの道路を計画するのは久しぶりなものですから、大変ご苦労をかけているところだと思います。

今年度末に向けて、現在、作業を進めておりますので、委員の皆様にはまた御審議をお願いすることになると思います。

本日は弥富市と刈谷市における都市計画道路の変更に関する2議案を御審議いただくことになっておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、簡単でございますが、御挨拶とさせていただきます。

【事務局（都市計画課課長補佐 鈴木利幸）】

本日は、2分の1以上の委員の方々に御出席いただいておりますので、会議は成立いたします。

当審議会の議長は、愛知県都市計画審議会条例第5条第2項の規定により、会長が務めることになっておりますので、よろしくお願いいたします。

【議長（名古屋大学名誉教授 山田健太郎）】

ただいまお聞き及びのとおりでございますので、議長を務めさせていただきます。

会議を進めてまいります。

愛知県都市計画審議会運営規程第8条第1項の規定に基づき、議事録署名者といたしまして、竹谷裕之委員、渡辺昇委員を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。

また、先程事務局から御紹介のありました委員のうち、次の方々を愛知県都市計画審議会条例第6条第2項の規定に基づきまして、当審議会常務委員会委員に指名いたします。

市町村の長を代表して委員をお願いいたしました堀元委員、横江淳一委員、県議会の議員として委員をお願いいたしました委員のうち、渡辺昇委員、安藤としき委員、宮地美角委員、以上の方々を指名いたします。よろしくお願いいたします。

早速ですが、審議に入ります。

本日御審議いただきますのは、議案書の目次に記載してございますように、第1号議案「名古屋都市計画道路の変更について」及び第2号議案「西三河都市計画道路の変更について」の

2議案でございます。

それでは、第1号議案「名古屋都市計画道路の変更について」を上程いたします。

県当局の御説明をお願いいたします。

【都市計画課主幹 山田和久】

都市計画課主幹の山田でございます。よろしくをお願いいたします。

第1号議案「名古屋都市計画道路の変更について」、説明いたします。

議案書は1ページから4ページ、議案概要説明書は1ページ、図面は図面番号1から3でございます。

なお、委員お二人につき1台御用意いたしましたモニターにも図面を表示いたしますので、併せて御覧ください。

それでは、まず、図面番号1の総括図を御覧ください。

この総括図は、図面左下でございます愛知県を示した広域図の赤色で着色した箇所でございます。今回、都市計画道路を変更する弥富中心市街地から南、伊勢湾岸自動車道までの範囲を示すものでございます。

図面下側の東西の紫色の実線が伊勢湾岸自動車道、紫色の丸印が弥富木曾岬インターチェンジ、図面中央の東西の青色の実線が国道23号、図面左上のオレンジ色の丸印が弥富市役所を示しております。

図面中央、南北の赤色の点線及び実線が都市計画道路、3・3・261号名古屋第3環状線で、その実線区間について、今回御審議をお願いいたします。

図面番号2の計画図を御覧ください。

図面中央の南北の道路が名古屋第3環状線、青色実線で示しております東西の道路が国道23号でございます。

今回、この名古屋第3環状線と国道23号との交差点部につきまして、安全で円滑な交通処理を図るため交差点位置を変更し、これに伴い名古屋第3環状線の線形の一部と幅員を変更するものでございます。

図面番号3の参考図を御覧ください。名古屋第3環状線と国道23号との交差点部の拡大図を示しております。

現計画の名古屋第3環状線と国道23号との交差につきましては、緑色点線丸印で示す箇所に交差点が計画されておりました。その後、三重県桑名郡木曾岬町の道路改良事業の中で、町道と国道23号との交差点として青色点線丸印で示す箇所に富田子交差点が計画されまして、平成

12年2月に供用されております。

富田子交差点は、現計画の交差点の西約122mに設けられているため、交差点間の間隔を十分に確保することができません。このため、交差点間の間隔を確保できるよう東へ27m移動した紫色点線丸印に示す箇所に交差点位置を変更するものでございます。

図面番号2の計画図にもう一度戻ってください。

ただいま説明した結果、国道23号との交差点周辺につきまして、線形の一部と幅員を35.2mから55.2mへ変更するものでございます。また、そのほか、国道23号北側の主要な平面交差点におきましても、安全で円滑な交通処理を図るため右折車線を設けまして、幅員を23mから26mに変更するものでございます。

本案件につきましては、都市計画法第17条の規定に基づき、平成25年4月9日から4月23日までの間、公衆の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

また、都市計画法第18条第1項の規定に基づき、弥富市に意見照会いたしましたところ、異なる旨の回答を得ております。

よろしくご審議をお願いいたします。

【議長（名古屋大学名誉教授 山田健太郎）】

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして御意見、御質問がございましたらよろしくお問い合わせいたします。

【委員（名古屋大学大学院教授 黒田達朗）】

計画の変更自体には異存ありませんが、念のために教えていただきたいと思います。今回、三重県との県境に変更の原因がありまして、三重県で富田子交差点という計画をお決めになるときに、愛知県に対して何か事前の照会というのか、打診というのか、手続のようなことがとられるのかどうかを教えていただきたいと思います。

【都市計画課主幹 山田和久】

事前の調整についてでございますけれど、この平成12年に供用された富田子交差点を計画するにあたり、本都市計画道路の計画に対して調整はされなかったようでございます。そのとき調整されたのは、現在ある現道の交差点についてでして、この現道交差点との離隔を確保して、当時は建設されたという経緯でございます。

ですから、都市計画道路との調整については、当時なされなかったということでございます。

以上でございます。

【委員（名古屋大学大学院教授 黒田達朗）】

一般論として、県境近くの計画決定に関して、何か変更したり新しく決めたりするときに、行政同士で何か調整するとか、しなければいけないとかという法令的な規定とかは一切ないというふうに理解しておいてよろしいのでしょうか。

【都市計画課主幹 山田和久】

都市計画道路同士の調整というのは当然なされるべきだと考えます。

ただ、今回の三重県側でつくられた道路が都市計画道路ではなかったため、調整がされなかったということだと考えております。

以上でございます。

【議長（名古屋大学名誉教授 山田健太郎）】

ありがとうございました。

ほかに御意見、御質問はございませんでしょうか。

【委員（東海学院大学教授 岡本真理子）】

素人的な質問で申し訳ないんですが、今、交差点間の距離が短いといいますか、122m、それを149mまで距離をとるということですが、こういう大きい交差点を計画する場合に最低どのぐらい離すとか、そういうことの決まりがあるのかどうなのか、あるいは20m距離を離すことでこれはオーケーなのかどうなのか。要するに、少し広くしましたというのが感覚論みたいな気がするものですから、どういう根拠でここまで距離をとれば大丈夫というふうな根拠があってこの場所にされたかというのを教えていただけませんかでしょうか。

【都市計画課主幹 山田和久】

交差点部の設計につきましては、特に交差点部での右折の交通量の需要に見合った車の台数分の滞留長が必要でございます。そういうものを道路の構造基準に従いまして、設計しております。この交差点につきましては、富田子交差点の右折滞留長が35m、新しくできる名古屋第3環状線の交差点の右折滞留長が40m必要となり、それに、テーパー長というシフトする部分の延長を足しまして必要な長さを出してございまして、その結果、現状より27m余分に必要になっております。

以上でございます。

【議長（名古屋大学名誉教授 山田健太郎）】

ありがとうございました。よろしゅうございますでしょうか。

ほかに御質問、御意見はございませんでしょうか。

【委員（愛知県議会議員 近藤ひろひと）】

近藤と申します。

私も、この変更案については異存があるわけではないんですが、確認なんですけれども、こうした状況が起こることによって、ひょっとして何らかのロスがあるのかなという気がしないわけでもないんですが、そういった状況のことはどうなっているのでしょうか。

【都市計画課主幹 山田和久】

ロスにつきましては、今回のような変更が必要になったことで、普通ですと幅員が増えておりますので、用地費が余分にかかるということがございますが、たまたまここにつきましては、用地が河川の廃川敷ということで県の所有地になっております。その中で計画したものでございますので、大きなロスというものはございません。

以上でございます。

【委員（愛知県議会議員 近藤ひろひと）】

ありがとうございました。

最初の黒田委員の質問にも絡むわけですが、やっぱりお隣のお話の影響でこうしたことをせざるを得なかった。現実問題、あんまりロスはないようなお話しぶりですけれども、やはり都計決定された道路でなかったので打ち合わせがあまりなかったというふうに聞こえますので、なるべく情報収集をしていただいて、ロスのないようにお願いできたらなということをお願いしたいと思います。

【議長（名古屋大学名誉教授 山田健太郎）】

よろしくお願いいいたします。

ほかに御意見、御質問はございませんでしょうか。

【委員（江南市長 堀 元）】

江南市長の堀でございます。

先程の移動の理由として、三重県の富田子交差点がここにできたから、近いから遠くへ移動するという理由を言ってみえましたね。計画はどちらが早かったんですか。

富田子交差点ができたから移動するということになると、結局、富田子交差点が原因ということになりますね。そうすると、ある程度財政上の問題も出てくるかと思うんですけれども。こういうときに富田子交差点のほうに多少なりとも負担をしていただくとか、こういうことは考えられないんですかね。

以上です。

【議長（名古屋大学名誉教授 山田健太郎）】

事務局、どうぞ。

【都市計画課主幹 山田和久】

今回どちらが先だったかということになりますと、都市計画として決定されているのが昭和63年でございます、富田子交差点ができるより以前に計画されておりました。ただ、できてしまっている富田子交差点に対して、都市計画としてまだつくられていないものが、できたものに負担や移動をさせるというのは非常に難しい問題がございます。

ということで、都市計画としてまだつくられていないものを今回変更するという事になったわけでございますが、今後の反省としては、そのあたりの情報をよく収集した上でしっかり調整するには努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

【議長（名古屋大学名誉教授 山田健太郎）】

ありがとうございました。

ほかに御意見、御質問はございませんでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

それでは、ほかに御意見、御質問もないようでございますので、採決いたしたいと思っております。

第1号議案につきまして、原案のとおり可決して御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【議長（名古屋大学名誉教授 山田健太郎）】

ありがとうございました。

御異議ないものと認めまして、第1号議案につきましては、原案のとおり可決いたしました。

引き続きまして、第2号議案「西三河都市計画道路の変更について」を上程いたします。

県当局の説明を求めます。

【都市計画課主幹 山田和久】

第2号議案「西三河都市計画道路の変更について」、説明いたします。

議案書は5ページから8ページ、議案概要説明書は2ページ、図面は図面番号4から6でございます。

まず、図面番号4の総括図を御覧ください。

この総括図は、図面右下にございます愛知県を示した広域図の赤色で着色した箇所でございます、今回、都市計画道路を変更する刈谷市のJR東海道本線及び名鉄三河線の刈谷駅周辺を示すものでございます。図面中央の東西の黒色の破線がJR東海道本線、南北の黒色の破線

が名鉄三河線、中央の黒色の丸印が刈谷駅、図面中央、刈谷駅西側のオレンジ色の丸印が刈谷市役所でございます。図面中央、赤色の破線で示しております都市計画道路3・5・73号刈谷町線の東の端、赤色で塗り潰して示しております刈谷駅南口駅前広場につきまして、今回御審議をお願いいたします。

図面番号5の計画図を御覧ください。

今回、刈谷町線の南口駅前広場につきまして、駅利用者の利便性、安全性の向上や交通結節点としての機能向上を図るため、駅前広場の区域を黄色の実線でお示しする区域から赤色の実線でお示しする区域へ変更しまして、面積を約4,600㎡から約6,800㎡に変更するものでございます。

図面番号6の参考図を御覧ください。

赤枠で囲った区域が駅前広場でございます。ピンク色が歩道、黄色が車道、緑色部分が緑地のスペースでございます。乗降場所は、公共交通であるバスやタクシーのほか、一般車と身障者用の乗降場所を設ける計画となっております。

本案件につきましては、都市計画法第17条の規定に基づき、平成25年4月9日から4月23日までの間、公衆の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。また、都市計画法第18条第1項の規定に基づき、刈谷市に意見照会いたしましたところ、異存ない旨の回答を得ております。

よろしく御審議をお願いいたします。

【議長（名古屋大学名誉教授 山田健太郎）】

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

御意見、御質問はございませんでしょうか。

御意見、御質問もないようでございますので、採決をとらせていただきます。

第2号議案につきまして、原案のとおり可決して御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【議長（名古屋大学名誉教授 山田健太郎）】

ありがとうございました。

御異議ないものと認めまして、第2号議案につきましては、原案のとおり可決いたしました。

以上で本日の審議は全て終了いたしました。今後ともよろしくお願い申し上げます。

【事務局（都市計画課課長補佐 鈴木利幸）】

これもちまして、本日の審議会を終了いたします。ありがとうございました。

(閉会 午後3時25分)